第四百六十九条第五項	効力発生日	特定株式譲受けがその効力を生ずる日（以下「譲受け効力発生日」という。）
	前条第一項に規定する場合における当該特別支配株主	政府
	事業譲渡等をする旨（第四百六十七条第二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）	特定株式譲受けをする旨
	第一項の規定による請求（以下この章において「株式買取請求」という。）	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項の規定による請求（以下「機構株式買取請求」という。）
	効力発生日	譲受け効力発生日
	株式買取請求に	機構株式買取請求に
第四百六十九条第六項及び第七項	株式買取請求	機構株式買取請求
	事業譲渡等をする株式会社	機構
第四百六十九条第八項	事業譲渡等	特定株式譲受け
	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百六十九条第九項	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第一項	株式買取請求	機構株式買取請求
	事業譲渡等をする株式会社	機構
	当該株式会社	機構
第四百七十条第二項	効力発生日	譲受け効力発生日
	前項の株式会社	機構
第四百七十条第三項	前条第七項	産業競争力強化法第百十三条において準用する前条第七項
	効力発生日	譲受け効力発生日
	株式買取請求	機構株式買取請求
第四百七十条第四項	第一項の株式会社	機構
	同項	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項
第四百七十条第五項	第一項の株式会社	機構
	当該株式会社	機構
第四百七十条第六項	株式買取請求	機構株式買取請求
	効力発生日	譲受け効力発生日
第四百七十条第七項	株式買取請求	機構株式買取請求

（機構による特定株式の譲渡）

第百十四条　機構は、特定株式の譲渡を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可を受けて機構が特定株式の譲渡を行おうとする場合における当該特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

3　評価委員は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の譲渡がその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、当該特定株式の時価によらないことができる。

4　前三項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第百条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に改め、同項各号中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に、「対象事業者」を「当該直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条を第百九条とする。

第九十九条の見出しを「（直接資金供給の決定）」に改め、同条第一項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条第二項中「特定事業活動支援をするか」を「直接資金供給を行うか」に改め、同項ただし書中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条第三項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、同条を第百八条とする。

第九十八条の見出しを「（機構が従うべき支援基準）」に改め、同条第一項中「特定事業活動支援」を「直接資金供給」に改め、「当たって」の下に「機構が」を加え、同条第二項中「特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第四項及び第五項において「事業所管大臣」という。）」を「事業所管大臣（直接資金供給の対象となる活動に係る事業を所管する大臣をいう。次条第四項及び第五項において同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4　経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、支援基準を変更するものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。

第九十八条を第百七条とする。

第九十七条第一項第一号を次のように改める。

一　対象事業者（特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。）に対する出資

第九十七条第一項第四号中「（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。）」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「株式、新株予約権、持分又は有価証券（第百一条第一項及び第二項において「株式等」という。）」を「有価証券」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価

第九十七条第二項中「前項第十七号に掲げる」を「前二項に規定するもののほか、機構の目的に資する」に、「受けなければならない」を「受けて、当該業務を行うことができる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。